第三条第二項	住所地市町村長	住所地区長
	通知カード又は個人番号カードの交付	通知カードの交付
	当該通知カード又は	当該通知カードの返納を求めるものとし、又は当該場合であって従前の個人番号に代えて個人番号を指定しようとする者が個人番号カードの交付を受けている者であるときは、その者の代理人に対し、住所地市長が住所地区長を経由して
第十一条第四項	住所地市町村長	住所地区長
	市町村が備える	区長が作成した
第十一条第五項	通知カード又は個人番号カードを、住所地市町村長	通知カードにあっては住所地区長に、発見した個人番号カードにあっては住所地市長
第十八条、第二十三条及び第三十三条第三項	住所地市町村長	住所地市長
第二十七条第二項	住所地市町村長に対し、当該個人番号カードを提示して	住所地区長に対し当該個人番号カードを提示して、住所地区長を経由して住所地市長に対し
第二十八条第一項及び第五項並びに第三十条	住所地市町村長	住所地区長を経由して住所地市長
第二十九条第一項	住所地市町村長が	住所地市長が
	住所地市町村長に	住所地区長を経由して、住所地市長に
	おいても	おいても住所地区長に
第二十九条第二項	住所地市町村長	住所地市長
	対し、	対し、住所地区長を経由して
第二十二条第一項	市町村長	市長
	表示し、	表示し、住所地区長を経由して
第三十二条第二項	市町村長	市長
第三十三条第二項	住所地市町村長に	住所地区長を経由して住所地市長に
	住所地市町村長は	住所地区長は
第三十五条第一項	市町村長は	市長（通知カードに係る事務にあっては、区長。第二項において同じ。）は
第三十五条第一項第五号	住所地市町村長	住所地市長
	当該市町村	住所地区長を経由して当該区

第三十五条第二項	委任市町村長	委任市長
	市町村長を	市長を
第三十五条第三項、第三十六条、第三十八条及び第三十九条	委任市町村長	委任市長
第三十七条	委任市町村長の統括する市町村	委任市長の統括する市（通知カードに係る事務にあっては、当該市に属する区）
	当該委任市町村長	当該委任市長
別記様式第一	住所地市町村長名	住所地区長名

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条、第十七条、第十九条、第三十五条、第三十七条から第三十九条まで及び第四十八条第二項（同項の表第三十五条第一項の項から第三十七条の項までに係る部分に限る。）の規定　公布の日

二　第三章（第十七条及び第十九条を除く。）及び第四十八条第二項（同項の表第十八条、第二十三条及び第三十三条第三項の項から第三十三条第二項の項までに係る部分に限る。）並びに附則第二条の規定　法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

三　第四章の規定　法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

（個人番号カードの交付申請書の提出に関する経過措置）

第二条　令附則第三条後段の規定により令第十三条第一項の規定による提出がされたものとみなされる交付申請書は、第二十三条の例により保存するものとする。

別記様式第1（第9条関係）

通知カード

個人番号

氏　名

住　所

年　月　日生　　性別

発　行　年　月　日　　住所地市町村長名

備考1　大きさは、縦53.92mm以上54.03mm以下、横85.47mm以上85.72mm以下とする。

2　本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令第三十条の二十六第一項に規定する通称が記載されている場合には、氏名と併せて記載する。

3　裏面には追記欄を設ける。

4　その他、必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。